

私たちはお客様の成長を支援し、“カチあるもの”を創ります

the Heartful OAG

Vol. **220**
2023年8月



03 太田孝昭が語る元気になる言葉・春夏秋冬
経営者はひとりよがり

04 グループ会社紹介
「お客様に寄り添い、不断の努力がモットー」
OAG弁護士法人

05 Pick Up OAG
OAG行政書士法人
『フルサポート』の遺言作成サービス

06 相続税申告はOAGの「チーム相続®」にお任せ！
相続と不動産取得税の関係

07 アセットキャンパスOAG
今月のおススメ

08 人事労務お知らせ便
年少労働者に対する雇用環境について

09 私のOff-Time
私の趣味

10 安のカメラ紀行
四国の旅 最終回

11 創業35周年特別企画
OB・OGの皆さまからのメッセージ

12 トピックス／書籍情報／拠点一覧





OAGグループは1988年5月創業。2023年5月で35周年を迎えました。

太田・細川会計事務所の初期メンバー

OAGグループのご紹介

OAGグループでは、経営者・法人・個人における複雑化・多様化するニーズ・課題に対して、税務・労務・法務等の卓越した専門家が連携し、時代の変化に柔軟で高品質なプロフェッショナルサービスをご提供します。

グループの強み



グループ相関図



サービス一覧

OAGグループのサービスはお客様の成長に合わせて必要な時に、必要なピースを組み合わせてご利用いただけます。



元気な経営のワンポイント! 太田孝昭が語る

元気になる言葉

春夏秋冬



経営者はひとりよがり

中小企業の経営者は責任感も強く、部下思いであり、仕事熱心で人一倍働き者である。

これが一般的な気がしますが如何でしょうか？ 従業員からすると、あれはだめ、これもだめ、でもこれはマルかなど、かなり厳しい採点になるんだと思います。しかし、世間的に見ると、多くの経営者は、こんな感じであるはず。何故なら給与を払うから経営者が出来る訳でもなく、これらの事があるからこそ、企業が継続し、経営者が努まっているんです。その様な訳で、経営者たる人は自分が背負っているという自負心ゆえに、従業員は自分の手足としか、考えていない人もまた多いんです。要はひとりよがりという事です。

ここに多くの問題が潜んでいます。従業員は期待されていると思っていない。言われたことをやれば良い。真面目に働けば良い。これではプラスアルファが生まれて来ません。

こんな時にユニクロからGU（ジーユー）の社長になった柚木さんの言葉が胸に刺さりました。

「トップのすべき事」（柚木治）

「本当に皆の意見を聞いたがっているとスタッフに信じてもらう事。」

柚木さんはスタッフの意見をよく聞いて仕事をしているんでしょう。ここではそれだけではなく、スタッフにそうであると信じてもらう事と言っているんです。スタッフに意見を聞いていたとしても、信じてもらえていないと、意見は出て来ません。そこであの様な言葉になったのでしょうか。

この言葉から見えて来るのは、従業員の知恵の結集だし、ひいては従業員のやりがい探しです。人は認めてもらいたいという承認欲求は極めて大きく、これを満たすことが出来ると必ずプラスアルファの力を出して来ます。これは会社の大きさに関係ありません。従業員のいる全ての会社に、当てはまる法則なんだと思います。

皆さん、「会社を元気に」は「従業員を元気に」です。柚木さんに学んでいこうではありませんか。



OAG弁護士法人



OAG弁護士法人は、東京（市ヶ谷）を拠点として、2023年7月1日現在、弁護士5名、事務員2名が在籍する法律事務所です。

対応案件は幅広いですが、企業法務案件（契約書、コンプライアンス、会社側労働事件等）、交渉・紛争対応案件、投資・M&A案件、相続案件等に注力しています。英語が堪能な所員もいますので英語案件の対応も可能です。

それぞれの案件について基本的にはオーダーメイドで対応させて頂いており、大量の案件を（事務員を活用して）機械的に対応する方法は採用していません。

OAG弁護士法人は、所員一同、①依頼者さまに寄り添う対応をすること、②専門性を高めるために不断の努力をすることをモットーにしています。

①弁護士に対する相談の敷居は高くなってしまいがちですが、私どもは、依頼者さまにフレンドリーに寄り添う対応をすることを心掛けています。このため、法律事務所の中では依頼者さまとの距離感が近いことが1つの特徴であると存じます（もちろん、依頼者さまと一定の距離をとることで適正な業務遂行が可能となる面があることも否めませんので、バランスも重視しています。）。

②所員は皆勉強家であり、また、近い距離感の中で常にナレッジの共有を図っています。所内ではいつも弁護士同士、弁護士・事務員間で議論がなされています（所員の真剣さゆえ激論になることもままあります。）。

さらには、全ての弁護士が専門性を磨くため、企業等（中央官庁、上場企業、外資系企業、ベンチャー企業（IPO準備企業）、証券会社）での外部執務経験を得ていることも1つの特徴です。このように、外部執務経験を得させることは「弁護士たる前に社会人たれ」という私どもの想いを実現するためでもあります。

これからもOAG弁護士法人のメンバーの量・質を拡充し、また、OAGグループ各社との連携を深めることで、依頼者さまに寄り添い、専門性を活かした（高付加価値の）業務を提供してまいりたいと存じております。何かお悩み事等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

OAG弁護士法人
代表弁護士
清水 陽介

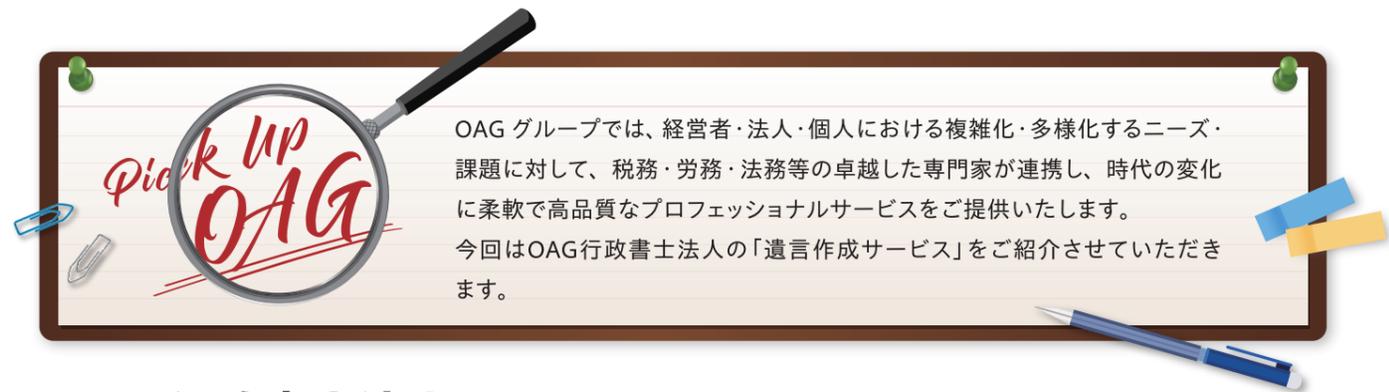
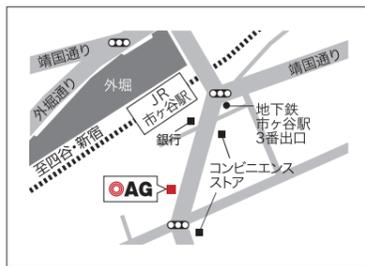


OAG弁護士法人

【Address】
〒102-0076
東京都千代田区五番町6番地2
ホームートホライゾン5階

【Access】
東京メトロ南北線/有楽町線・都営新宿線
「市ヶ谷駅」5番出口、JR総武線「市ヶ谷駅」より徒歩3分

【Contact】
TEL:03-3234-9700



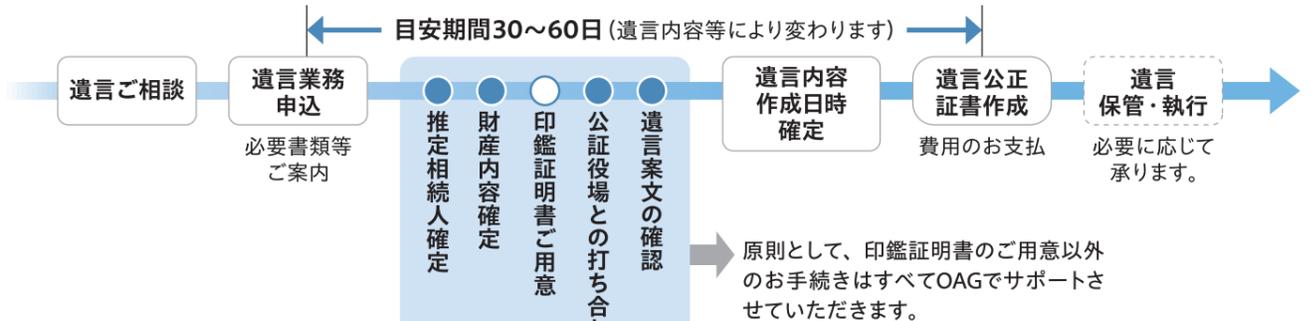
OAG行政書士法人

昨年の相続の発生件数は約157万件でした。相続は「誰にでも」必ず発生します。そのときに備えて、ご家族の方が戸惑われないよう、遺言書を作成しませんか？遺言書によりご自身亡き後の財産の分け方について、想いを伝えることができます。

面倒なことはすべてお任せ『フルサポート』の遺言作成サービス

- 書類収集
- 原案作成
- 公証役場との折衝

お申し込みから作成完了までは約1~2か月程度です。
公証人との事前の打ち合わせなどの作成当日までのお手続きは、すべてお任せいただけますのでご安心ください。ご用意いただく書類は**印鑑証明書**だけです。遺言書の作成当日に、公証役場に**作成手数料**と**実印**をお持ちのうえお越しいただければ**遺言公正証書の作成は完了**します。



充実のオプションとアフターサポート

- 相続税試算
- 証人手配
- 遺言書保管
- 執行補助

OAGグループ内の税理士と密に連携を図っておりますので、相続税の試算も対応可能です。遺言作成の前に税務上不利にならないようにアドバイスを致します。
当日に立ち会う証人の手配や作成後のアフターサポートとして遺言書の保管、遺言執行者による執行の補助など、大切な財産が確実にご家族の手に渡るまで、しっかりと寄り添っていきます。

遺言作成のことならOAG行政書士法人にお任せください！

OAG行政書士法人では相続に対しての様々な想いを抱えるお客様の「終活」を支え、想いを実現するお手伝いをいたします。遺言作成についてお困りのことがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

OAG OAG行政書士法人 【お問い合わせ先】Tel. **03-6265-6733**



相続税の申告は
「チーム相続[®]」にお任せください!

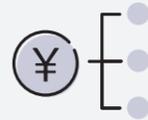
3つの特徴

チーム 相続[®]

- ☑ 相続税、贈与税 に特化した税理士
- ☑ 常に複数の目でチェックする チームワーク体制
- ☑ グループならではのあらゆる課題を解決する 専門家集団

Theme

▶ 相続と不動産取得税の関係

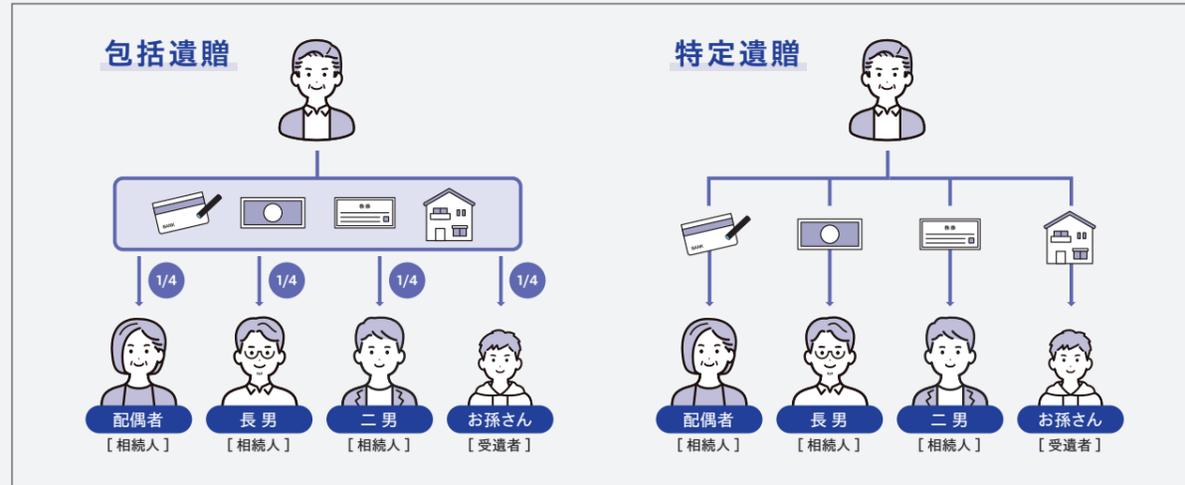


Q

将来のことを考えて遺言の作成を検討しています。
遺言で私の所有している不動産を私の子供もしくは私の孫が受取することを考えています。
この場合、不動産取得税はかかりますか?なお、相続人は妻、長男、二男の3名です。

A

相続で不動産を取得した場合は、原則として不動産取得税はかかりません。
しかし、一定の場合にはかかることもあります。それは、遺言により法定相続人以外の方が特定の不動産を取得した場合です。
特定の不動産を取得した場合についてご説明いたします。
まず、遺言の書き方には**包括遺贈**と**特定遺贈**の2種類があり、**財産を特定せず**に財産の全部もしくは一定の割合を**包括的に遺贈**する方法を**包括遺贈**といいます。一方、**どの財産をどれだけ受け継がせるかを指定**する方法を**特定遺贈**といいます。特定の不動産を取得した場合とは、この特定遺贈により不動産を取得した場合のことをいいます。



ご質問のケースで考えますと、**お子様が取得する場合は法定相続人のため不動産取得税はかかりません**。一方、**お孫さんが特定の不動産を受け取る場合**については、法定相続人ではありませんので**不動産取得税がかかります**。そのため、遺言でお孫さんに不動産を受け継がせるときは、不動産取得税がかかる点に注意が必要です。なお、お孫さんが特定の不動産を受取る場合であっても、相談者様の相続開始時点で相談者様のお子様が**既に亡くなっているときは**、お孫さんが代襲相続で法定相続人となりますので、**不動産取得税はかかりません**。

仮に令和5年中に固定資産税評価額が1億円の土地を特定遺贈により、お孫さんに遺贈した場合、1億円×1/2^(*)×3%=150万円の不動産取得税がかかります。(一定の要件を満たす場合は、不動産取得税の軽減措置があります。)

*令和6年3月31日までに宅地等を取得した場合、土地の課税標準額は価格の1/2となります。

ご相談につきましては
OAG税理士法人までお問い合わせください。

チーム相続



OAGの専門家が監修!

アセットキャンパス



今月の 新着記事



メルマガ



Twitter

久しぶりに実家に帰省し、ご両親やご親族の方々にお会いできる機会があるのではないのでしょうか。ご家族が揃う機会はとても貴重ですが、なかなか話題にしばらく、つい避けてしまいがちなことの1つに「相続の話」があると思います。しかし、いずれは誰もが直面することになる相続は、ご家族の思いや考え方に違いがあると、思いもよらなかった家族間のトラブルに発展してしまう可能性があります。「話せるときに少しづつ、できることから少しづつ」が、スムーズで円満な相続を実現するポイントになるのではないかと思います。「アセットキャンパスOAG」より、おススメの記事4つをご紹介します。

01 オススメ

相続税の土地評価は路線価と倍率方式で評価できる! 計算方法と注意点

「将来の相続に備えて実家の土地を評価しておきたいが、どのように行おうだろうか?」
相続財産の対象は、土地・建物・有価証券・預貯金などがあり、特に預貯金は当然ながらわかりやすいですが、土地はどのように評価するのでしょうか。
相続の際は、相続税評価といって相続用の土地評価の方法があり、一般的な不動産売買取価格よりも2割ほど安く設定されています。
本記事では、相続税の土地評価の計算方法と注意点についてご説明しています。相続財産の土地の評価についてご参考にさせていただければと思います。



続きはコチラから▶



02 オススメ

相続財産を共有する共同相続人は誰か? その確認方法と早めに解消すべき3つの理由

亡くなられた方の財産を引き継ぐのは相続人ですが、財産を引き継ぐ事になって初めて共同相続人という言葉を知ったという方もいらっしゃるのではないのでしょうか。
ご家族が亡くなられると、その方の所有していた財産は相続財産になります。相続財産は相続人が複数人いる場合、亡くなられた時から遺産分割が終了するまでの間、相続人全員の共有の財産になります。その共有財産を引き継いでいる状態の相続人を共同相続人といいます。
「私は共同相続人なのか?」「法定相続人とは何が違うのか?」と疑問に思われる方もいらっしゃるでしょう。
当記事では、上記の疑問に加え、共同相続人の持分割合や、共同相続人のままでいる事によるリスク、解消方法から財産の引き継ぎ方の注意点など共同相続人について詳しくご紹介します。



続きはコチラから▶



03 オススメ

家の相続税はいくら? 相続税の基本と計算の4つのSTEP【保存版】

「両親の家を相続したら、相続税はいくらになるんだろうか。支払えるかなあ。」という不安はありませんか? 「家の相続税がいくら位になるのか計算したい。」という方も多くでしょう。
実は、相続税の考え方には「家の相続税だけを個別に計算できない」というルールがあります。**相続税は「個別の財産ごとではなく、「ご両親から引き継ぐ財産の総額に対していくら」なのが決まってくる。**
ただ、相続税の対象となる財産の大半の割合を占めるのが「家(土地)と現金」と言われていますので、「家」の財産価値(評価額)さえ分かれば、相続税の目安はおおよそ見当を付けることができます。



続きはコチラから▶



04 オススメ

実家が空き家になる前に考える固定資産税と5つの問題・対策【保存版】

5月~6月は固定資産税の支払い時期。
ところで、実家の固定資産税っていくらなんだろうか...そんなことを考えていたら会社の同僚から「田舎で一人暮らしをしていた母親が骨折をして、この先も介護が必要になってしまった。母親は兄弟の誰かが引き取って面倒をみるにしても、実家の近くには誰も住んでいない。実家を長期間空き家にしていくと大きなリスクがあるらしい。何かいい方法を知らないか」と相談を受けた。
このように突然やってくる「実家が空き家になる事実」。ここには、大きなリスクが潜んでいます。
ご両親が元気でなくても空き家リスクは遠い話ではないかもしれません。



続きはコチラから▶



“人事労務お知らせ便”

～OAGから現場に役立つ情報をお届けします～



年少労働者に対する雇用環境について

未成年である年少者を取り巻く雇用環境は、成人した労働者と同様でいいのか、それとも特別な保護が必要なのか、雇用者側は意識をして雇用する必要があります。今回は年少者（満18歳に満たない者）について考えていきます。

成人労働者と違い、保護されている部分は下記の通りです。

年少労働者が保護されている項目

- 年齢証明書等の備え付け
- 労働時間・休日の制限(労基法第60条)
- 深夜業の制限(労基法第61条)
- 危険有害業務の就業制限(労基法第62条)
＜例＞ 有害物又は危険物を取り扱う業務／足場の組立等の業務／etc…
- 坑内労働の禁止(労基法第63条)
- 帰郷旅費(労基法第64条)



原則、労働基準法上では満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの児童を労働者として雇用することはできません。

※映画・演劇の事業については満13歳未満の児童でも雇用は可能です。



年少者の証明書具備が必須

成人した労働者と異なり、年少者の証明書具備が必須となります。労働者の年齢を証明する証明書(年齢証明書)を事業所に備え付ける必要があり、住民票や住民票記載事項の証明書等で差し支えありません。本籍地の記載は不要です。(労基法第57条)

年少者を雇用する際には、労働時間を適切に管理し、従業員の法に則った管理に努めましょう。

弊社では、「人事・労務」に関するご相談の他に給与計算もお受けしていますので、お気軽にお問い合わせください。

詳しくは
WEB版で



人事・労務のご相談はOAGアウトソーシングまで
お気軽にお問い合わせください!

OAGアウトソーシング
webサイト



私の Off-Time

OAGライフサポート
土屋 まゆみ

私の趣味

私は休日になると、社寺参拝をして御朱印をいただいています。

祖母の家が神社であったことや、幼い頃からご住職と親しくさせてもらっていたこともあり、私にとって神社仏閣は身近に感じる場所でありました。

新型コロナウイルスが始まり、仕事は自宅待機からテレワークに移行してしまったため、運動不足解消にと独りで早朝散歩を始めました。

朝の空気を肌で感じながら季節の植物を鑑賞し、散歩の距離を少しずつ延ばし、少し離れた神社仏閣まで訪問します。朝の静かなその場所で、さわやかな気を体いっぱい感じる事ができたことが嬉しく、早朝散歩を続けています。

雨に濡れた紫陽花が美しく咲いた頃、朝早く家を出て、家族と日光東照宮まで参拝に行きました。その際に、流れるような文字で書かれた素敵な「御朱印」をいただきました。初めて手にした御朱印帳は木でできているものを選びました。手触りや木の香りが私のお気に入りです。

コロナ禍で参拝客も少なかった時は、週末になるとその御朱印帳を持参し、独り都内の七福神を巡りました。桜の開花の頃の靖国神社、江戸時代に富くじを発行したと伝えられている福徳神社へ行きました。

ときには友人と一緒に千葉県のみずさの美しい祖光院や、初めて訪問した鎌倉大仏殿高德院、広島島の厳島神社へも行きました。そして京都では、苔や紅葉の美しい常寂光寺、東寺など、電車を取り継ぎ季節の自然に癒されながら、一つ一つ違った御朱印と旅の出会いをいただけてきました。

御朱印は神仏とのご縁の記録や参拝した証としていただき、一つ一つ尊いご縁とと思っています。

今回新しい地でお世話になるにあたり、氏神様への参拝の際には野生のお狐さまにも遭遇できた(!?) 出会いがありました。

週末の開運散歩はこれからも続け、お客様や仕事でのご縁も紡いで行きたいと思っています。



安のカメラ紀行

四国の旅 最終回

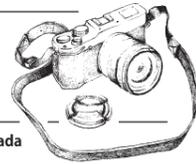


Photo by Yasuyoshi Wada

金比羅宮からは四国自動車道を通って、大よそ1時間で鳴門海峡に着きました。まずは鳴門海峡に架かる大鳴門橋と淡路島や小豆島を一望できる鳴門山(標高約99m)に登りました。鳴門山展望台からは鳴門海峡を行き交う船舶の情景であったり、上から見る大鳴門橋の360度の眺望を存分に楽しむことが出来ました。



▲大鳴門橋と淡路島

40数年前の四国ひとりドライブでは、未だ四国と本州を繋ぐ橋は無く、フェリーで渦潮を観ながら淡路島に渡り、島を車で走った後、今度は神戸までフェリーで渡ったような、、、。あまりにも昔で記憶も定かではありません。確かなことは、当時本州と四国を結ぶ橋は一つも無かったことです。



▲大鳴門橋と海峡を行き交う船舶

鳴門海峡は、淡路島と四国の間にある約1,340mの海峡です。この海峡は、瀬戸内海と紀伊水道の間にあり、両者の潮の干満によって鳴門海峡に約1.3mの潮差が生じるために大小たくさん渦(鳴門のうずしお)が出来ることで有名です。大鳴門橋は、1985年(昭和60年)に完成しました。全長は1,629mの吊り橋です。二段構造の橋の下の一部は大鳴門橋遊歩道「渦の道」となり、海上45mのガラス床から渦潮を覗き込むことが出来ます。ただ、僕達が訪れた見学時間帯では、残念ながら大きな渦潮を見る事が出来ませんでした。潮の流れは感じる事が出来ました。

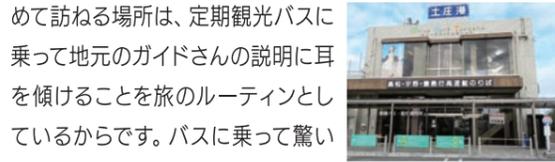


▲とろ玉肉ぶっかけうどん

鳴門海峡を後にして、今晚の宿泊地である高松に向いました。夕闇迫る時刻にホテルに着き、すぐさまホテルの方に讃岐うどんの美味しいお店を教えてください、そのお店に向かいました。高松駅前にある「めりけんや」という店で「とろ玉肉ぶっかけうどん」の大(720円)を注文し、讃岐名物を美味しく頂きました。

さて、四国旅行の最終日は予てより訪ねてみたかった小豆島巡りです。小豆島と言えば「オリーブ、素麺」が有名ですが、

僕の年代では何と言っても「二十四の瞳」の映画の舞台であり、いわば聖地巡礼の旅です。福山から乗ってきたレンタカーを高松で乗り捨て、一路高速船で小豆島の土庄港へ着いた後は、予約しておいた定期観光バスに乗り込みました。初めて訪ねる場所は、定期観光バスに乗って地元のガイドさんの説明に耳を傾けることを旅のルーティンとしているからです。バスに乗って驚いたことは、高齢者ばかりではほぼ満席(45人)だったことでした。しかも運転手もバスガイドも恐らく60歳代で、さながらシルバー観光バス御一行の様相です。小豆島観光バスの主なルートは「寒霞渓山頂」「寒霞渓ロープウェイ」「二十四の瞳岬の分教場」「オリーブ公園」でしたが、観光はさておいて、この観光バスの中の光景が面白かったのです。2人~10人程の何組かのグループですが、観察していると必ずグループを仕切る人がいます。私について来なさいと常に扇動して、時にはガイドさんより先に行ってしまう。他人のことを言えない自分ではありますが、、、



▲土庄港

また80代のお爺さんは、ガイドさんの説明に、ひとつひとつコメントというか、いやそれは違うと知ったかぶりをする。それでも60代と思いきガイドさんは、ジョークを入れながら、上手くかわしていました。さすが百戦錬磨のガイドさんです。名所巡りより此方人間観察の方が面白かった小豆島観光バスの旅でありました。バスから降車後、新岡山港に向かうフェリーに乗った後は路線バスで岡山駅経由で新幹線に乗車して帰京しました。



▲寒霞渓からの眺め



▲二十四の瞳 平和の群像



▲岬の分校

■四国4県のドライブ走行距離:715km

※小豆島は、瀬戸内海で2番目に大きな島。20余の属島を含め、169.86km²の面積をもつ。人口は約13,000人。



▲執筆:和田安義

安の今月の一句 「今昔の 瞳輝く 小豆島」



OAG税理士法人は おかげさまで創業35周年を迎えました

35th anniversary

» OB・OGの皆さまよりいただいたメッセージを掲載させていただきます

最も輝いていた頃

2001年4月から経理秘書(現OAGアウトソーシング)に採用され、約10年ほどお世話になりました。退職してからもう10年以上が経ってしまい、記憶が薄れかけていたところに当時の社長である和田さんよりお電話を頂きびっくりしたのが実状です。お電話の内容は、OAGの創業35周年記念としてOBの寄稿文を広報誌に掲載したいというお話でした。とても懐かしくて、書くことを即了承してしまいましたが、後になって何を書いたらいいのか?と悩みました。当時の事を思い出しながら書いてみます。

当時の私は職を転々としあちこち流れていました。学生時代から一日八千円のアルバイトを週二日しながら簿記の学校に通い資格取得を目指していました。大学4年生の頃の就職活動も無視(諦めて)してアルバイトを続けていました。当時の新聞には求人欄がたくさんあり毎日切り抜いて会計事務所を探していました。(同じ事務所が何度も掲載されているところは避けました…入れ替わりが激しいだろうと思い)会計事務所には勤務しましたが税理士試験が発表されると辞めて、別の事務所を探すことを繰り返していました。会計事務所から文具用品販売会社、パチンコ屋となかなか安定しない生活を送っていました。

職安の紹介で経理秘書に入社した当時は「銀行に行く時間も惜しい社長に代わって業務を代行します」というコンセプトで始まった経理秘書は変わった会社だな~と思っていました。グループの中心は太田税理士が率いる太田会計事務所、経理秘書はその周りの衛星企業の一社でした。太田会計事務所は税理士を何人も抱えスマートな人達だな~という印象、経理秘書のスタッフは皆若くて恐れ知らずの若侍達といった感じでした。

業務は記帳代行から決算書作成、併設する細川税理士事務所が申告書作成を担当していました。(物故者となられた優しき細川善治先生には何かと大変お世話になりました。私が作成した決算書から査察が入り田町かどこの地検事務所にまでご足労頂き申し訳なかった記憶

があります)経理秘書の社風は“自由の風”。経理の記帳代行会社といえば堅苦しいイメージがありますが違うのです。これは和田さんの性格から来るのでしょうか。何事にもおおらかで働きやすい職場でした。叱られたり小言を言われたことは一切なく、私がチーフの立場になってからも顧客紹介~契約~担当決めまで全て自由に任せて頂きました。(鮎漁の鶴匠の如く?)昇給のスピードも半端なく、子供にもお金がかかる頃でしたので、それはそれは助かりました。

楽しい思い出ばかりですが、中でも一番は社員旅行です。海外が多かった記憶があり、ハワイには数回連れて行って頂きましたが、現地着から最終日の宴会までは自由時間でしたので南国旅行を満喫させて頂きました。当時、和田さんが運転するオープンカーで島を巡ってくださった時のあの爽快感は今でも良く覚えています。

太田所長、和田社長という心の大きな人たち、そして明るくて黙々と働くスタッフの人達と一緒に働くことが出来た10年間は私の何の取柄もない人生のなかで最も光り輝いていた時間だったと自負しています。

現在、介護がメインの会社の記帳代行をして生活できるのも経理秘書で培ったどんな形態の組織でも決算書を組める対応力があるからこそと感じています。

楽しく充実した時間作って下さった太田代表、和田さんそしてスタッフの方々には感謝の言葉しかありません。

本当にありがとう!!

小林 久栄
Kobayashi Kyuei



現在の職場の前で



新刊書籍 贈与手続・申告シンプルガイド

「親が支払っていた満期保険金をもらった？」

「マンションを購入する際に親から2,000万円の援助を受けた場合は？」

日常生活におけるご家族の間でお金のやり取りをする場面は多々ありますが、贈与税を意識される方はどのくらいいらっしゃるでしょうか。贈与という認識がなくとも、実は贈与税がかかる場合があります。では贈与税がかかるケースとは？

本書では贈与にまつわる素朴な疑問や不動産に関するお金のことなど、よくある事例をもとに贈与の考え方を丁寧に分かりやすく解説しています。是非お手に取ってお読みください。

- 発売日 2023.7.25
- 発行 一般財団法人 大蔵財務協会
- 編著 OAG税理士法人
- 価格 2,640円（税込）



こちらのQRコードから詳細をご覧ください。

<http://bookshop.zaikyoo.net/shopdetail/000000001923/>



Google口コミ (OAG税理士法人)

ご意見などこちらからご投稿いただけます！



本店



札幌



埼玉



東京ウエスト



名古屋



大阪



福岡



OAGグループのセミナー、
メディア掲載情報、
新刊書籍など、
こちらのニュースに
掲載しております。

AG OAGグループ

本店

〒102-0076
東京都千代田区五番町6-2
ホームートライゾンビル

TEL:03-3237-7500(代)
FAX:03-3237-7510



- 発行人: グループ代表 太田孝昭
- 企画: グループ経営管理本部 マーケティング・コミュニケーション室
(里見晶、齋藤恭子、川島朋子、平坂直子、井上佳奈子、佐藤基哉)
- 制作・印刷: 株式会社野毛印刷社

■札幌

〒060-0001
北海道札幌市中央区北1条西8丁目2-39
ISM札幌大通りビル4階
TEL: 011-590-5174 FAX: 011-590-5175

■埼玉

〒350-1123
埼玉県川越市脇田本町13-5
川越第一生命ビルディング3階
TEL: 049-265-8685 FAX: 049-265-8687

■東京ウエスト

〒182-0022
東京都調布市国領町4-51-7
ピエール・シークル2階
TEL: 042-441-2191 FAX: 042-441-2192

■名古屋

〒460-0003
愛知県名古屋市中区錦2-13-30
名古屋伏見ビル9階
TEL: 052-746-9313 FAX: 052-746-9312

■大阪

〒564-0063
大阪府吹田市江坂町1-13-33
進和江坂ビル7階
TEL: 06-6310-3102 FAX: 06-6310-3103

■福岡

〒810-0042
福岡県福岡市中央区赤坂1-14-22
センチュリー赤坂門ビル6階
TEL: 092-717-6650 FAX: 092-717-6651

■仙台 (サテライトオフィス)

〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー 10階CROSSCOOP内
TEL: 022-209-5339

■富士吉田 (計算センター)

〒430-0016
山梨県富士吉田市松山4丁目3-14
アークフジ1階3号室
TEL: 0555-73-8571

【お願い】
ご住所などお客様情報をご変更された場合はお手数ですが、弊社担当者にご連絡をいただけますようお願いいたします。情報更新の上、発送させていただきます。



OAGグループ
コーポレートサイト



メルマガ



YouTube



OAGグループ
Twitter



アセットキャンパスOAG
Twitter

